

砥部町養育支援訪問事業実施要綱

平成 27 年 3 月 30 日

砥部町告示第 41 号

(目的)

第 1 条 この告示は、こんにちは赤ちゃん事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施主体は、砥部町とする。

(対象家庭)

第 3 条 事業の対象は、町内に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (5) ひきこもりその他の問題を抱える養育の支援が特に必要と認められる家庭

(事業内容)

第 4 条 町長は、前条に規定する家庭の居宅において訪問による養育の支援を行う者（以下「訪問支援者」という。）を派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 保護者の心身の健康に関する相談、指導又は助言
- (2) 児童の養育に関する相談、指導又は助言
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 訪問支援者は、保健師、保育士等の資格を有する者とする。

(中核機関)

第 5 条 事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、子育て支援課とする。

2 中核機関は、第 3 条に該当する家庭に関する情報を収集し、支援の開始から終了までの事業の進行を管理する。

3 中核機関は、砥部町要保護児童対策地域協議会、児童相談所その他関係機関との連絡調整を行う。

(訪問支援者の遵守事項)

第 6 条 訪問支援者は、次に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 対象家庭に事業の目的を説明の上、事前に訪問の同意を得ること。
- (2) 家庭訪問を行うときは、町の発行する身分証明書（様式第 1 号）を携行すること。

- (3) 家庭訪問中に万一事故が発生した場合には、その状況を直ちに町長に報告すること。
- (4) 対象家庭の身上及び家庭に関して業務上知り得た個人情報その他の秘密は他に漏らし
てはならない。訪問支援者でなくなった後においても同様とする。

(訪問記録及び支援計画の作成)

第7条 訪問支援者は、対象家庭を訪問後、速やかに訪問記録を作成するとともに、当該家庭に必要と考えられる支援の計画を作成し、中核機関に提出するものとする。

(ケース対応会議)

第8条 中核機関は、前条の訪問記録及び支援計画に基づき、関係者によるケース対応会議を開催し、支援の継続の要否又は支援の内容について検討し、その結果を踏まえて適切な支援につなげるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日砥部町告示第71号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

養育支援訪問事業身分証明書		
番 号		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は本事業の訪問支援者であることを証明する。		
年 月 日		
砥部町長		印

（裏）

注意事項
1 対象家庭の身上及び家庭に関して業務上知り得た個人情報その他の秘密は他に漏らし てはならない。
2 家庭訪問中に万一事故が発生した場合には、その状況を直ちに町長に報告すること。
3 この身分証明書を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちに町長に報告すること。
4 この身分証明書を他人に貸与又は譲渡しないこと。
5 訪問支援者でなくなったときは、身分証明書を返却すること。